

生駒市条例第 29 号

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当する者として市長が定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6 月以上)」に、「雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)」を「同法」に、「同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第 23 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者にあっては、6 月以上)」に改める。

第 2 条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 17 項中「又は船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)」を削る。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年 2 月生駒市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。